

認定コミュニティによる公益を増進するための活動に対する市の具体的な支援

平成24年のモデル事業から進めてきた新たな地域コミュニティ事業については、平成28年4月に条例が施行され、認定コミュニティ（まちぢから協議会）の活発な取り組みが行われている状況です。

条例施行後3年が経過し、「地域」と「行政」の「協働」事業を推進するための市の支援のあり方について、地域の実態に合った効果的な支援となるよう現状の支援内容や課題を整理しています。

これまでの各地区まちぢから協議会との意見交換の内容や地域コミュニティ審議会からの答申結果を踏まえた検証内容を報告するとともに、市の対応状況や考え方を整理しましたので、より良い制度運用となるようなご助言をお願いします。

市の具体的な支援については、①人的支援、②拠点の整備、③財政的支援、④助言の活用、⑤その他支援に分けることができ、それぞれの支援内容について、個別に審議をお願いします。

① 人的支援（市地域担当職員の活用）

人的支援は、各地区まちぢから協議会に対して市民自治推進課職員を地域担当職員として配置し、地域主体の協議会活動の事務支援を行います。

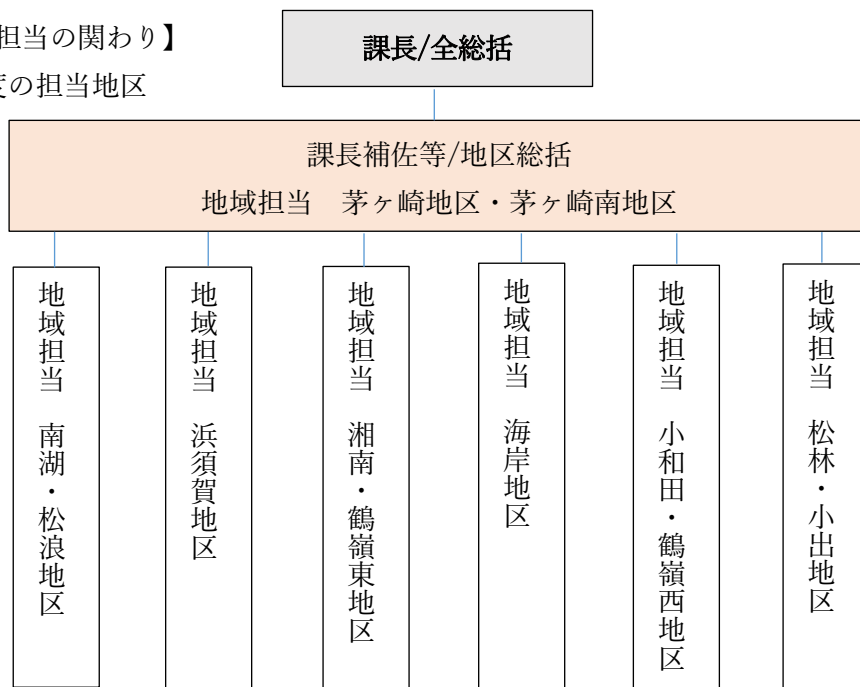
関わり方については、地域担当職員と地区総括（課長補佐等）が密に連携を取り、全総括を課長とした、課内一体の人的支援体制としています。地域担当職員は、2地区程度を担当し、複数地区の状況を把握しながら、必要な助言を行っています。

具体的には、①会議への出席、②会議の開催通知、資料作成、議事録・概要書の作成、③会計事務、④市や関係団体との連絡調整、⑤他地区、先進事例等の情報提供、⑥各種申請の補助があげられ、各地区まちぢから協議会の状況に応じて必要な支援を行うものです。

将来、協議会組織が成熟し体制の整備がなされた場合には、地域が主体となり、活動の発展に伴い人的支援の関わり方や役割は変化していくものとの考えています。

【総括と地域担当の関わり】

令和元年度の担当地区



【各地区まちぢから協議会からの主な意見】

- ・ 人的支援は今後も必要
- ・ 地区専任の職員を常駐させてほしい（要望と、当初そういった説明だったはず）
- ・ 一方で、本来はもっと地域の事務は地域がやるべきであるとも感じている
- ・ 支援する地域担当職員には様々な情報提供、気づきを与えて欲しい
- ・ 1人1地区担当の職員配置を望む
- ・ 現在の人的体制で問題ない

【地域コミュニティ審議会からの答申内容又は意見等（平成30年度・令和元年度分）】

特になし

【市の対応状況・考え方】

将来は、より地域主体で協議会活動に取り組んでいただくことが、さらなる協議会の発展につながると考えます。

地域担当職員の役割は、①他課、他団体との調整窓口、②他地区、先進事例等の情報提供、③特定事業の申請、会計事務等へのアドバイスを中心に支援することに注力し、その他、各地区まちぢから協議会の状況に応じて必要な支援を行う体制が望ましいと考えます。

② 活動拠点の整備（事務局機能の向上）

まちぢから協議会の活動を推進するためには、活動拠点の整備が必要であり、地域集会施設（コミュニティセンター）をまちぢから協議会の拠点と位置付けています。

茅ヶ崎市では、13地区のうち、11地区において、地域集会施設（コミュニティセンター）が整備されており、地域住民の皆様にとっても中心的な施設として認識されています。

【各地区まちぢから協議会からの主な意見】

- ・ 地域活動において、活動拠点（事務局）の設置は必要
- ・ 物理的に事務局を設置できる場所がない
- ・ コミセンに事務局機能を持たせるなら、コミセン業務の一つであるとの明確な位置づけが必要
- ・ コミセンとまちぢから協議会の協力は必要
- ・ 既にコミセンスタッフには簡単なまちぢから協議会業務を担ってもらっている
- ・ コミセンスタッフはまちぢから協議会への理解度が低い
- ・ コミセンに事務局を設置するなら、それなりの予算措置を望む

【地域コミュニティ審議会からの答申内容又は意見等（平成30年度・令和元年度分）】

- ・ 協議会の事務局体制の充実について、体制整備の検討を求めます。

【市の対応状況・考え方】

地域集会施設（コミュニティセンター）の整備については、未整備地区の松林地区・湘北地区の整備を進めていく必要があり、現状では、松林地区の整備場所が確定し、設置に向けて検討が始まりました。

まちぢから協議会の事務局機能を向上させるためには、主に2つの課題があり、①ハード面での改善（コミセン内に事務局を設置、施設の改修等）、②ソフト面での改善（コミセンスタッフ等との連携不足）が挙げられます。

ハード面での課題である地域集会施設の施設内の改修等については、市の財政状況が厳しい状況で、事務所の設置・改修はすぐに実行できるものではありません。まずは、地域集会施設（コミュニティセンター）内の空きスペース等の活用により、書類や備品の整備を促します。

ソフト面での課題であるコミセンスタッフ等との連携不足については、地域集会施設（コミュニティセンター）管理運営委員会の理解と協力を得ながら、連携強化を進めていきます。

現在、令和3年度から更新される地域集会施設（コミュニティセンター）の次期指定管理の指定先の準備を進めており、地域の状況に応じて、準備が整った地区のまちぢから協議会が順次、受託していただきたいと考えています。

指定管理の仕様書、コミセンスタッフへの雇用契約書等にまちぢから協議会の事務局機能としての位置づけを明確にし、連携強化を図っていきます。

③ 財政的支援

財政的支援は、各地区まちぢから協議会に対し、まちぢから協議会の組織を運営し、協議の場を設けることに対する補助（運営等助成金：25万円）と地域課題を解決するための事業を展開するために必要な補助（特定事業助成金：上限200万円）を行っています。

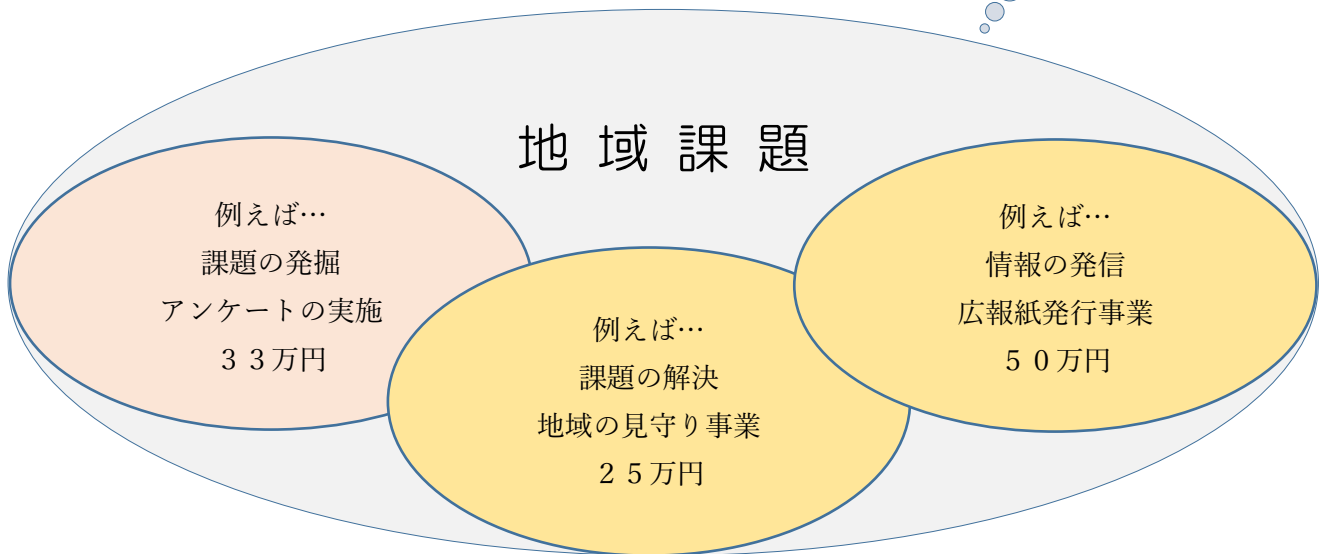
【運営等助成金：25万円/年・地区】



【特定事業助成金：上限200万円/年・地区】

※一括交付ではなく、必要な事業ごとに補助

特定事業の積み上げ
最大200万円



交付対象となる事業

- ア 地域の課題解決を図るもの（防災、福祉、環境、教育など）
- イ 地域の連携強化を図るもの（住民交流イベントなど）
- ウ 地域住民の意見・ニーズを把握するもの（地域計画の作成、アンケートの実施など）
- エ 地域情報を発信し、共有を図るもの（広報紙・ホームページの作成）

【各地区まちぢから協議会からの主な意見】

- 運営費の運用を検討してほしい
- 運営費の25万円は少ない（一方、25万円で足りている、補助金が余る）
- 特定事業実施の提案手続き、審査が煩雑で簡略化してほしい
- 自主財源の取り扱いなどを整理してほしい

【地域コミュニティ審議会からの答申内容又は意見等（平成30年度・令和元年度分）】

- 自主財源の確保について、自治会分担金や事業収入、あるいは協賛企業からの協賛金について、地域の活動が推進される体制を求めます。
- 収支予算書・決算書の書式について、各地区まちぢから協議会のある程度の統一的な書式を求めます。
- 財政的支援のあり方について、地域の活動が推進される体制を常に模索し、より良い制度となるよう検討を求めます。

【市の対応状況・考え方】

各地区まちぢから協議会は、地区における中心的な役割を担い、多岐に渡る取り組みを実施することができる総合性を持った組織であることから、まちぢから協議会の組織の成熟度、地区の環境、課題等の状況によって、補助金の活用状況は大きく異なります。

そのため、今回の制度の検証においては、補助金額の見直し等は行わず、まずは既存の補助制度を最大限活用できるように、補助金の使途や支出科目を整理できるよう（仮称）「財政的支援の手引き」（資料2-1 参照）を作成します。また、自主財源の活用に関しては、税制上の取り扱いを整理できるよう所管税務署と協議を行う予定です。

○まちぢから協議会の収入の例（自主財源を含む）

- ア 国、地方公共団体等から交付を受けた補助金、助成金
- イ 単位自治会や自治会連合会からの会費を充当
- ウ まつり等のイベント事業を実施するにあたり、地元企業、個人からの寄付金
- エ 広報紙等に地元企業名等を掲載することによる、広告掲載料、事業の協賛金
- オ 地域で採れた野菜の販売、ビアガーデンの開催による販売収益（売上金は、仕入れと消耗品等の必要経費、運営費等に充当）
- カ 指定管理、その他委託業務の受注

特定事業については、各地区まちぢから協議会が課題解決等に資する取り組みや事業などを企画・提案する制度となっており、採択された事業に対して補助金を交付しています。

今後、各地区まちぢから協議会から活発な特定事業の提案があり、同一内容・同一費用等の事業が他の複数地区等で実施される状況となった場合は、特定事業のメニュー化を採用するなど、効率的な体制となるよう検討します。

各地区まちぢから協議会の収支予算書については、令和元年度より共通の様式を活用し、事務の効率化、共通化を進めています。

④ 助言の活用（茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会・認定コミュニティ企画事業審査会）

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会は、各地区まちぢから協議会の認定基準への適合に関する事項及び活動状況等について、市長の諮問に依りて答申をいただいております。

各地区まちぢから協議会の取り組み状況の振り返りと今後の事業等に関する助言をいただき、各地区に対する助言については、地域担当職員を通じ各地区まちぢから協議会に伝達している状況です。

認定コミュニティ企画事業審査会については、特定事業の企画を審査・採択する機関です。所管副市長をはじめ関係部局長から提案のあった特定事業に対して、付帯意見を述べ、さらなる事業展開の機会の活用が可能となります。また、特定事業の実施結果について、振り返る機会を設け、同事業の次年度以降の効果、又は他地区への波及も含めた助言を活用しています。さらに、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会長が、認定コミュニティ企画事業審査会における新規提案事業等のアドバイザーとして携わり、事業に対するご助言をいただいている状況です。

【各地区まちぢから協議会からの主な意見】

特になし

【地域コミュニティ審議会からの答申内容又は意見等（平成30年度・令和元年度分）】

特になし

【市の対応状況・考え方】

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の開催方法や助言の活用方法等については、これまでも年間を通じて審議を重ねてきました。

各地区まちぢから協議会の認定基準への適合に関する事項及び活動状況等についての審議方法については、これまでの審議結果をもとに、一定の方向性を見出すことができました。

審議会の運営方法等については、助言シートを活用するなど、審議から各地区まちぢから協議会への助言までを定例化することができたと考えています。

このことから、これまで年3回程度開催していた茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会については、2回/年の定例開催とし、協議会未設立地区の認定審査等に関する事案が発生した際、随時開催とする予定です。

認定コミュニティ企画事業審査会については、特定事業の提案件数が10件～15程度/年であり、現状の状況を踏まえ、これまで通り実施する予定です。

今後、特定事業の提案件数が増加したり、同一内容・同一費用等の事業が他の複数地区等で実施される状況となったりした場合は、特定事業のメニュー化を採用するなど、効率的な事業の審査・採択が行われる体制となるよう検討します。

⑤ その他支援（茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会・小規模多機能自治推進ネットワーク会議等）

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会は、各地区まちぢから協議会及び市政の発展に寄与することを目的として設立され、各地区まちぢから協議会相互の連携、情報共有を図り、地域自治の推進に資する連絡調整を行っています。

小規模多機能自治推進ネットワーク会議（関東ブロック会議）は、地域コミュニティ政策における相互の情報交換、調査研究、実践を通じた政策の提言等を行う全国組織で、政策に関する課題等を共有し、解決する糸口を学ぶため、必要に応じた各種会議、意見交換を実施しています。

【各地区まちぢから協議会からの主な意見】

- ・まちぢから協議会の認知度が低い
- ・活動を活発にするためにも、自治会をはじめ各種団体、一般市民、市職員等に対し認知度を上げる啓発等の取り組みが必要

【地域コミュニティ審議会からの答申内容又は意見等（平成30年度・令和元年度分）】

- ・各地区まちぢから協議会の取り組み状況等について、協議会相互の連絡共有が可能となる場の創出に期待します。

【市の対応状況・考え方】

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会が中心となり、各地区まちぢから協議会の活動を支援する事業を行っています。

- ① 毎月第2水曜日、「まちぢから協議会連絡会定例会」を開催し、各地区まちぢから協議会の取り組み状況等などの情報を共有しています。
- ② 毎年6月、「茅ヶ崎市まちぢから協議会情報交換会」を開催し、各地区の取り組み状況を共有する場を創出しています。
- ③ 毎年、11月「茅ヶ崎市まちぢから協議会研修会」を開催し、全市的に共通の課題（例えば、ごみ問題、高齢化社会）に対する共通の理解を深める機会を創出し、各地区まちぢから協議会の委員が交流できる場を創出しています。

このような事業を実施している状況で、「広報活動事業」や「広域避難場所案内看板設置事業」などの各テーマに応じた地区間交流が始まり、積極的な情報交換がなされています。

小規模多機能自治推進ネットワーク会議（関東ブロック会議）を活用し、全国的な取り組み事例や課題解決の糸口、本市に活用できる事例を学び、各地区まちぢから協議会又は制度全般に関して活用していきます。